

会員さんが受取った配分金に対する所得税法の取扱いについて(令和2年分から改正)

1 配分金に対する所得税の取扱い

2 特例の適用対象者

3 公的年金等に係る確定申告不要制度

4 個人情報保護法等と税務職員の質問検査権等との関係

5 計算例〈65歳以上で公的年金収入が110万円以下の場合〉

6 計算例〈65歳以上で公的年金収入が130万円の場合〉

7 計算例〈65歳以上で公的年金収入が130万円、派遣賃金40万円、配分金63万円の場合〉

8 計算例〈65歳以上で公的年金収入が130万円、派遣賃金103万円の場合〉

9 計算例〈65歳以上で公的年金収入が130万円、派遣賃金40万円、配分金63万円(実際に要した経費30万円)の場合〉

1 配分金に対する所得税の取扱い

会員さんが受ける配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金収入は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条より、55万円を上限として最低保証必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)が認められています。

なお、配分金収入と給与所得がある場合は、給与所得控除額(最低55万円。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金に係る上記の最低保証必要経費(55万円)は55万円から給与所得控除額を控除した残額が最低保証必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

また、公的年金を受給している場合は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられます。

所得税改正(令和2年分より)

令和元年分まで

| 令和元年分まで | | 令和2年分以降 | |
|---------|----------|---------|----------|
| 配分金 | 最低保証必要経費 | 配分金 | 最低保証必要経費 |
| 103万円 | 65万円 | 103万円 | 55万円 |
| | 基礎控除 | | 基礎控除 |
| | 38万円 | | 48万円 |

1 雑所得とは

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも当たらない所得をいい、例えば、公的年金等、非営業用貸金の利子、副業に係る所得(原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など)が該当します。

2 所得の計算方法

雑所得の金額は、次の(1)から(3)の合計額です。

(1) 公的年金等

収入金額 - 公的年金等控除額 = 公的年金等の雑所得

(注) 公的年金等控除額は、受給者の年齢、年金の収入金額に応じて定められています。

(2) 業務に係るもの(配分金などが該当)

総収入金額 - 必要経費 = その他の雑所得

(注) 業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

令和4年以後の所得税において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を保存しなければならないこととされています。

(3) (1)、(2)以外のもの

総収入金額 - 必要経費 = その他の雑所得

国税庁HP タックスアンサー No.1500

2 特例の適用対象者

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定する「シルバー人材センター」が行う業務に基づいて就業する高年齢者は、「シルバー人材センター」に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者であり、「特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者」に該当することになります。

3 公的年金等に係る確定申告不要制度

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注3) 平成27年分以後は、源泉徴収の対象とされない下記※に該当する公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

※ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で「国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金」に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

4 個人情報保護法等と税務職員の質問検査権等との関係

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等は、個人情報取扱事業者(センター等)及び国等の行政機関に対して、その保有する個人情報の利用及び提供について制限を課しているが、国税当局(税務職員)が行う「各税法に定める質問検査権の行使」及び「資料収集等の情報提供依頼」に対してその保有する個人情報を提供することは、個人情報の利用及び提供の制限を受けないとされています。(個人情報保護法第16条及び第23条)

《利用目的による制限において制限を受けないもの》

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④ 国等に協力する必要がある場合

「① 法令に基づく場合」とは、「税務職員が行う質問検査権の行使への対応」及び「税務署長に対する支払調書等の提出」等である。

「④ 国等に協力する必要がある場合」とは、「税務職員が、適正・公平な課税の実現の観点から行う資料収集等」である。

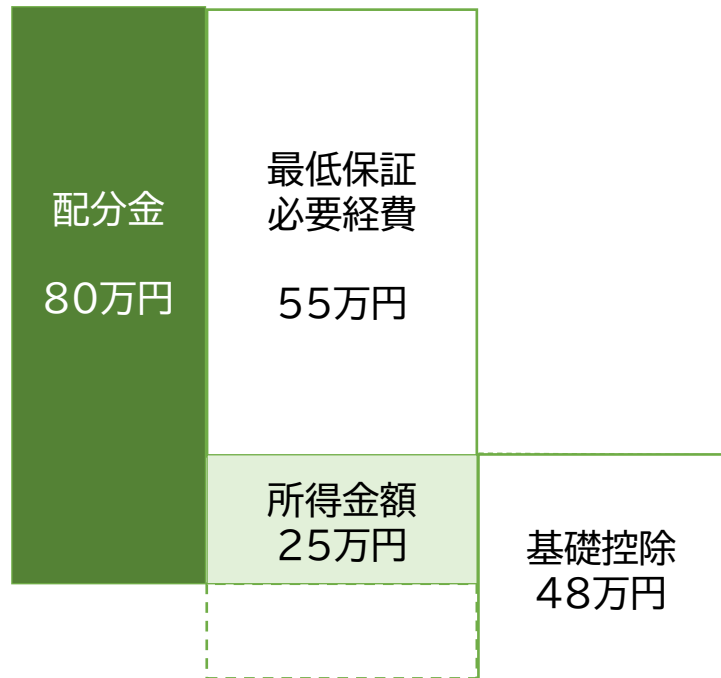
ここでいう「税務職員が行う質問検査権への対応」とは実地調査・反面調査・法定監査等が含まれる。(一般的にはセンター等に対する税務調査による場合)

また、「国等に協力する必要がある場合の資料収集等」は法定資料以外の資料を収集する場合に該当する。(センター等が保管している会員への配分金支払資料「配分金支払明細書」の提示が該当する)

5 計算例 〈65歳以上で公的年金収入が110万円以下の場合〉

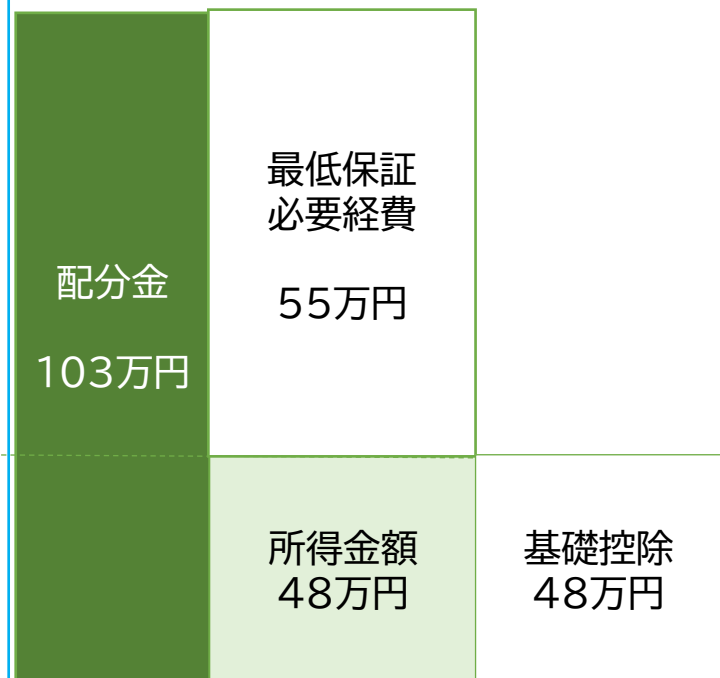
65歳以上の場合、公的年金等の控除額が最低110万円控除
できるため、公的年金収入に対する所得が発生しない

配分金が80万円の場合

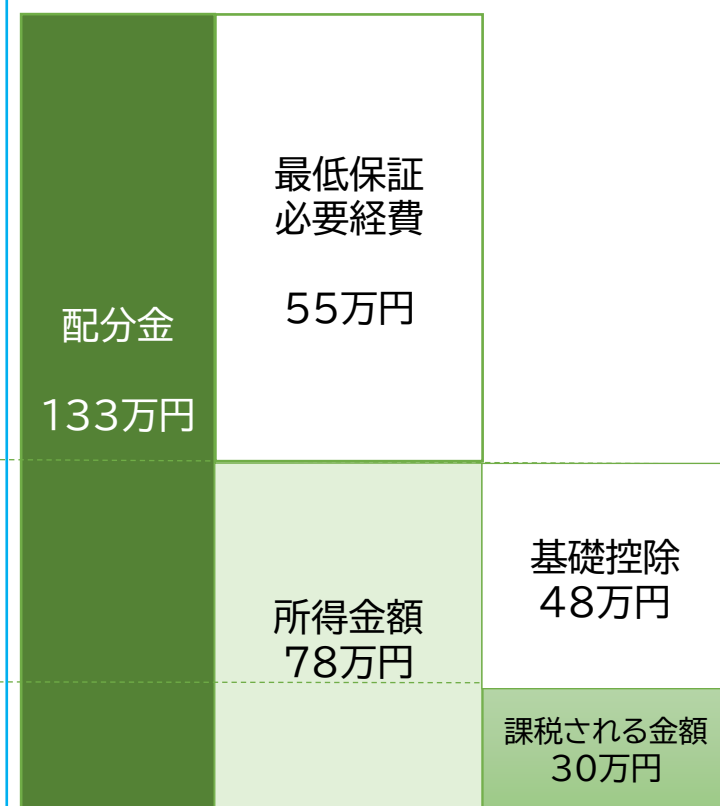


納税額 0円

配分金が103万円の場合



配分金が133万円の場合



納税額 $30万円 \times 5\% \times 102.1\% = 15,300円$

配分金が80万円の場合

- ① 公的年金収入 1,000,000円
- ② 配分金収入 800,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算
(公的年金収入) (公的年金等の控除額)
 $1,000,000円 - 1,000,000円 = 0円$ (A)

(2) 配分金にかかる計算
(配分金収入) (最低保証必要経費)
 $800,000円 - 550,000円 = 250,000円$ (B)

(3) 所得控除及び所得税額
所得金額
(A) + (B) = $0円 + 250,000円 = 250,000円$

(所得金額) (基礎控除)
 $250,000円 - 480,000円 =$ マイナスになるので0円

納税額 0円

配分金が103万円の場合

- ① 公的年金収入 1,000,000円
- ② 配分金収入 1,030,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算
(公的年金収入) (公的年金等の控除額)
 $1,000,000円 - 1,000,000円 = 0円$ (A)

(2) 配分金にかかる計算
(配分金収入) (最低保証必要経費)
 $1,030,000円 - 550,000円 = 480,000円$ (B)

(3) 所得控除及び所得税額
所得金額
(A) + (B) = $0円 + 480,000円 = 480,000円$

(所得金額) (基礎控除)
 $480,000円 - 480,000円 = 0円$

納税額 0円

配分金が133万円の場合

- ① 公的年金収入 1,000,000円
- ② 配分金収入 1,330,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算
(公的年金収入) (公的年金等の控除額)
 $1,000,000円 - 1,000,000円 = 0円$ (A)

(2) 配分金にかかる計算
(配分金収入) (最低保証必要経費)
 $1,330,000円 - 550,000円 = 780,000円$ (B)

(3) 所得控除及び所得税額
所得金額
(A) + (B) = $0円 + 780,000円 = 780,000円$

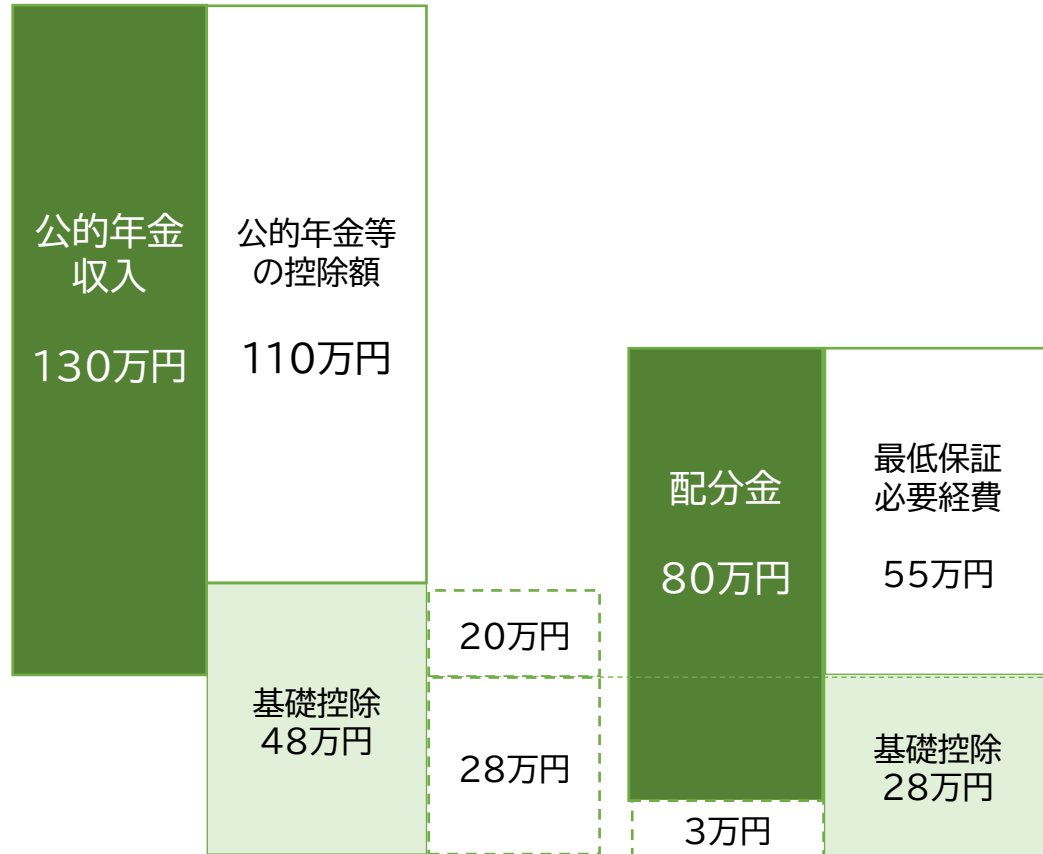
(所得金額) (基礎控除) (課税される金額)
 $780,000円 - 480,000円 = 300,000円$

納税額
(課税される金額) (所得税率) (所得税額)
 $300,000円 \times 5\% = 15,000円$
(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)
 $15,000円 \times 2.1\% = 300円$ (百円未満切捨て)
(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)
 $15,000円 + 300円 = 15,300円$

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。

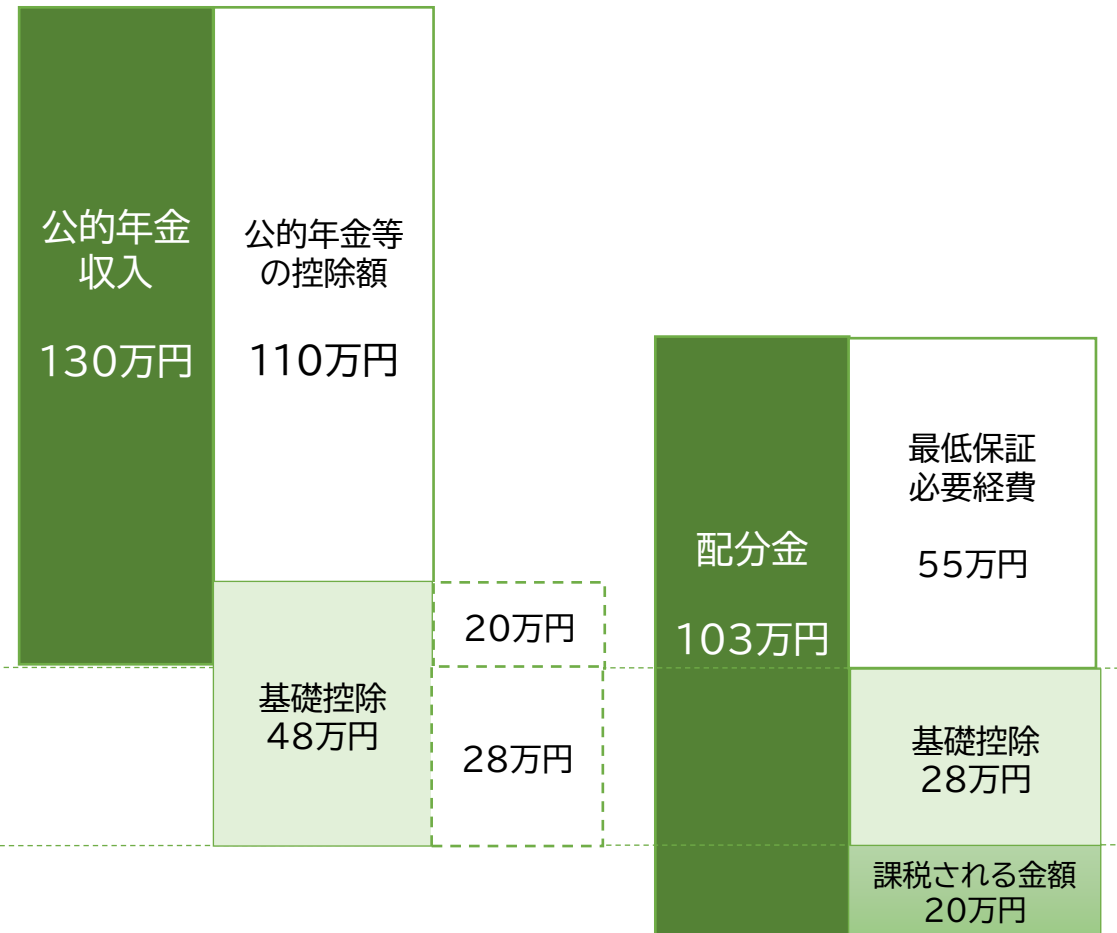
6 計算例 〈65歳以上で公的年金収入が130万円の場合〉

配分金が80万円の場合



納税額 0円

配分金が103万円の場合



納税額 $20万円 \times 5\% \times 102.1\% = 10,200円$ (百円未満切り捨て)

配分金が80万円の場合

- ① 公的年金収入 1,300,000円
- ② 配分金収入 800,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算
(公的年金収入) - (公的年金等の控除額)
 $1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円$ (A)

(2) 配分金にかかる計算
(配分金収入) - (最低保証必要経費)
 $800,000円 - 550,000円 = 250,000円$ (B)

(3) 所得控除及び所得税額
所得金額
 $(A) + (B) = 200,000円 + 250,000円 = 450,000円$

(所得金額) - (基礎控除)
 $450,000円 - 480,000円 = \text{マイナスになるので} 0円$

納税額 0円

配分金が103万円の場合

- ① 公的年金収入 1,300,000円
- ② 配分金収入 1,030,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算
(公的年金収入) - (公的年金等の控除額)
 $1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円$ (A)

(2) 配分金にかかる計算
(配分金収入) - (最低保証必要経費)
 $1,030,000円 - 550,000円 = 480,000円$ (B)

(3) 所得控除及び所得税額
所得金額
 $(A) + (B) = 200,000円 + 480,000円 = 680,000円$

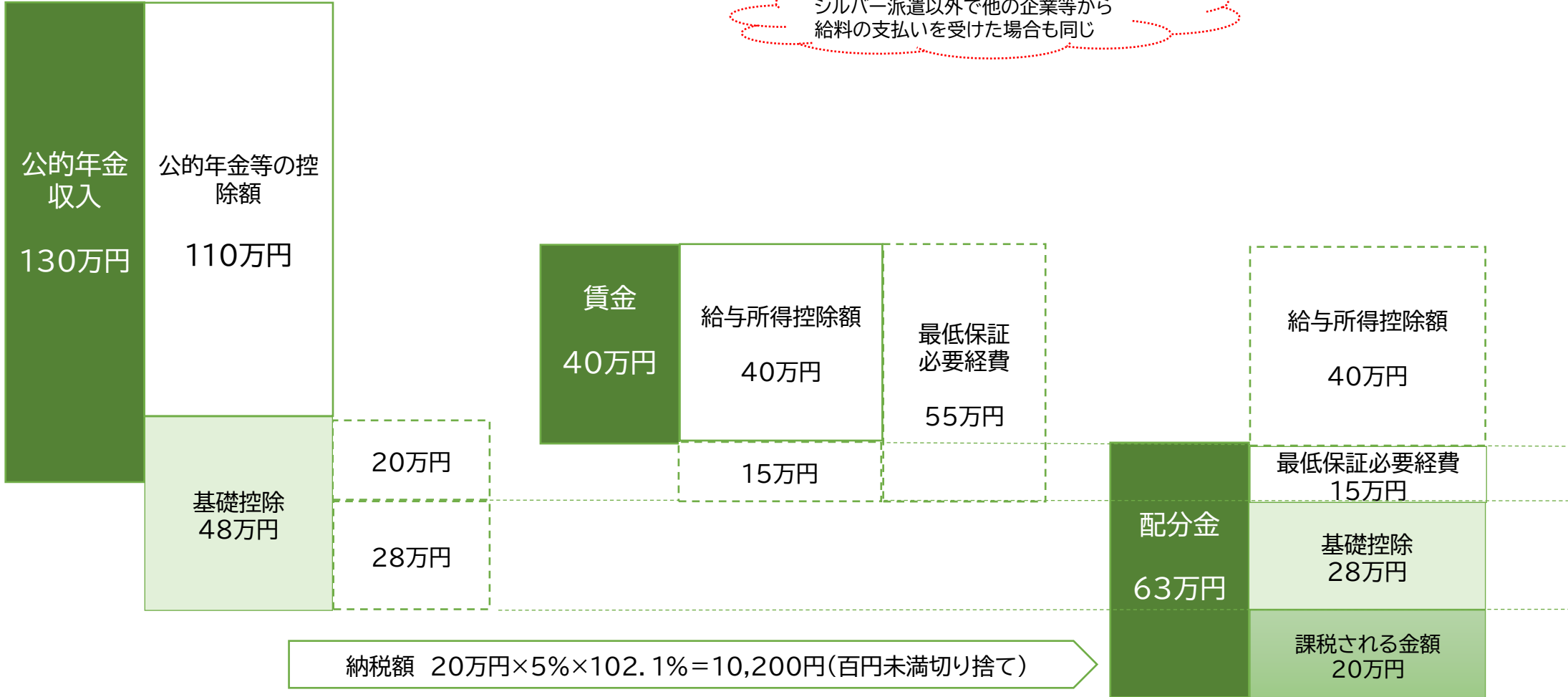
(所得金額) - (基礎控除)
 $680,000円 - 480,000円 = 200,000円$

納税額
(課税される金額) (所得税率) (所得税額)
 $200,000円 \times 5\% = 10,000円$
(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)
 $10,000円 \times 2.1\% = 200円$ (百円未満切捨て)
(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)
 $10,000円 + 200円 = 10,200円$

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。

7 計算例 〈65歳以上で公的年金収入が130万円、派遣賃金40万円、配分金63万円の場合〉

シルバー派遣以外で他の企業等から
給料の支払いを受けた場合も同じ



- ① 公的年金収入 1,300,000円
- ② 派遣賃金 400,000円
- ③ 配分金収入 630,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算

$$\begin{array}{l} \text{(公的年金収入)} \quad \text{(公的年金等の控除額)} \\ 1,300,000\text{円} - 1,100,000\text{円} = 200,000\text{円 (A)} \end{array}$$

(2) 派遣賃金にかかる計算

$$\begin{array}{l} \text{(派遣賃金)} \quad \text{(給与所得控除額)} \\ 400,000\text{円} - 400,000\text{円} = 0\text{円 (B)} \end{array}$$

(3) 配分金にかかる計算

$$\begin{array}{l} \text{(配分金収入)} \quad \text{(最低保証必要経費 - 給与所得控除額)} \\ 630,000\text{円} - (550,000\text{円} - 400,000\text{円}) = 480,000\text{円 (C)} \end{array}$$

(4) 所得控除及び所得税額

所得金額
 $(A) + (B) + (C) = 200,000\text{円} + 0\text{円} + 480,000\text{円} = 680,000\text{円}$

(所得金額) - (基礎控除)

$$680,000\text{円} - 480,000\text{円} = 200,000\text{円}$$

納税額

$$\begin{array}{l} \text{(課税される金額)} \quad \text{(所得税率)} \quad \text{(所得税額)} \\ 200,000\text{円} \times 5\% = 10,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(所得税額)} \quad \text{(復興特別所得税率)} \quad \text{(復興特別所得税額)} \\ 10,000\text{円} \times 2.1\% = 200\text{円(百円未満切捨て)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(所得税額)} \quad \text{(復興特別所得税額)} \quad \text{(納税額)} \\ 10,000\text{円} + 200\text{円} = 10,200\text{円} \end{array}$$

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。

8 計算例 〈65歳以上で公的年金収入が130万円、派遣賃金103万円の場合〉



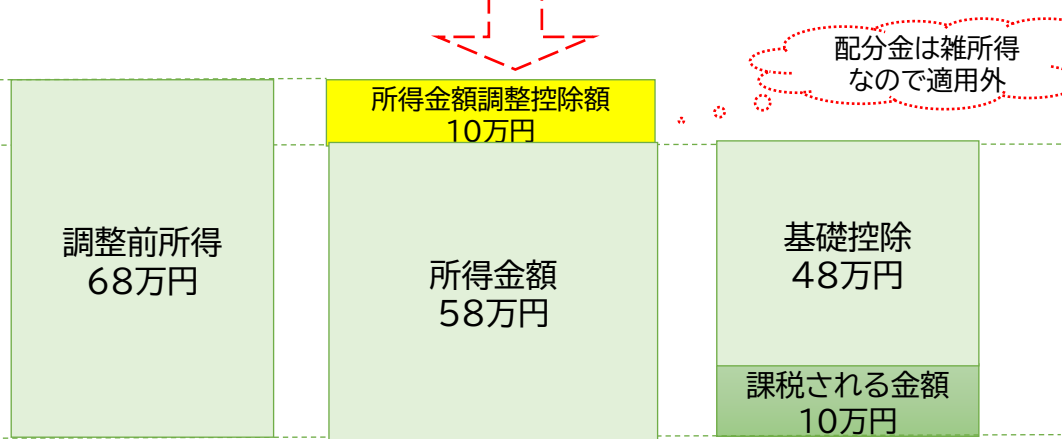
所得税改正(令和2年分より)

その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです(注)。

(1) 適用対象者
その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額
{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額(注)

(注) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。
(措法41の3の3、41の3の4、措令26の5、措通41の3の3-1)



納税額 $10万円 \times 5\% \times 102.1\% = 5,100円$ (百円未満切り捨て)

- ① 公的年金収入 1,300,000円
- ② 派遣賃金 1,000,000円

(1) 公的年金収入にかかる計算
(公的年金収入) (公的年金等の控除額)
 $1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円 (A)$

(2) 派遣賃金にかかる計算
(派遣賃金) (給与所得控除額)
 $1,030,000円 - 550,000円 = 480,000円 (B)$

(3) 所得金額調整控除額
 $(A) + (B) > 100,000円 \rightarrow 100,000円 (C)$

(4) 所得控除及び所得税額
所得金額
 $(A) + (B) - (C) = 200,000円 + 480,000円 - 100,000円 = 580,000円$

(所得金額) - (基礎控除)
 $580,000円 - 480,000円 = 100,000円$

納税額
(課税される金額) (所得税率) (所得税額)
 $100,000円 \times 5\% = 5,000円$
(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)
 $5,000円 \times 2.1\% = 100円 (百円未満切捨て)$
(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)
 $5,000円 + 100円 = 5,100円$

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。

9 計算例 〈65歳以上で公的年金収入が130万円、派遣賃金60万円、配分金83万円(実際に要した経費30万円)の場合〉



納税額 $25万円 \times 5\% \times 102.1\% = 12,700円$ (百円未満切り捨て)

- ① 公的年金収入 1,300,000円
- ② 派遣賃金 600,000円
- ③ 配分金収入 830,000円 (実際に要した経費 30万円)

(1) 公的年金収入にかかる計算

(公的年金収入) (公的年金等の控除額)

$$1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円 (A)$$

(2) 派遣賃金にかかる計算

(派遣賃金) (給与所得控除額)

$$600,000円 - 550,000円 = 50,000円 (B)$$

(3) 所得金額調整控除額

公的年金等(上記(1))の所得金額(上限10万円)-100,000円+給与所得金額(B)<100,000円 → 50,000円(C)

(3) 配分金にかかる計算

(配分金収入) (実際に要した経費)

$$830,000円 - 300,000円 = 530,000円 (D)$$

(4) 所得控除及び所得税額

所得金額

$$(A) + (B) - (C) + (D) = 200,000円 + 50,000円 - 50,000円 + 530,000円 = 730,000円$$

(所得金額) - (基礎控除)

$$730,000円 - 480,000円 = 250,000円(課税される金額)$$

納税額

(課税される金額) (所得税率) (所得税額)

$$250,000円 \times 5\% = 12,500円$$

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)

$$12,500円 \times 2.1\% = 200円(百円未満切捨て)$$

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)

$$12,500円 + 200円 = 12,700円$$

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。